

●動物の愛護及び管理に関する法律

（マイクロチップの装着）

第三十九条の二 犬猫等販売業者は、犬又は猫を取得したときは、環境省令で定めるところにより、当該犬又は猫を取得した日（生後九十日以内の犬又は猫を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日）から三十日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡しの日）までに、当該犬又は猫にマイクロチップ（犬又は猫の所有者に関する情報及び犬又は猫の個体の識別のための情報の適正な管理及び伝達に必要な機器であつて識別番号（個々の機器を識別するために割り当てられる番号をいう。以下同じ。）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録されたもののうち、環境省令で定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）を装着しなければならない。ただし、当該犬又は猫に既にマイクロチップが装着されているとき並びにマイクロチップを装着することにより当該犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるときその他の環境省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

2 犬猫等販売業者以外の犬又は猫の所有者は、その所有する犬又は猫にマイクロチップを装着するよう努めなければならない。

（マイクロチップ装着証明書）

第三十九条の三 獣医師は、前条の規定により犬又は猫にマイクロチップを装着しようとする者の依頼を受けて当該犬又は猫にマイクロチップを装着した場合には、当該マイクロチップの識別番号その他環境省令で定める事項を記載した証明書（次項及び第三十九条の五第三項において「マイクロチップ装着証明書」という。）を当該犬又は猫の所有者に発行しなければならない。

2 マイクロチップ装着証明書の様式その他の必要な事項は、環境省令で定める。

（取外しの禁止）

第三十九条の四 何人も、犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるときその他の環境省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは除き、当該犬又は猫に装着されているマイクロチップを取り外してはならない。

（登録等）

第三十九条の五 次の各号に掲げる者は、その所有する犬又は猫について、当該各号に定める日から三十日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡しの日）までに、環境大臣の登録を受けなければならない。

一 第三十九条の二第一項又は第二項の規定によりその所有する犬又は猫にマイクロチップを装着した者
当該マイクロチップを装着した日

二 マイクロチップが装着された犬又は猫であつて、この項の登録（以下この章において単に「登録」という。）を受けていないものを取得した犬猫等販売業者
当該犬又は猫を取得した日

2 登録を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大

臣に提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号並びに登録を受けようとする犬又は猫の所在地
 - 二 登録を受けようとする犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号
 - 三 前二号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項
- 3 登録を受けようとする者（第一項第一号に掲げる者に限る。）は、前項の申請書に、マイクロチップ装着証明書を添付しなければならない。
 - 4 環境大臣は、登録をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該登録を受けた者に対し、その所有する犬又は猫に関する証明書（以下この章において「登録証明書」という。）を交付しなければならない。
 - 5 登録証明書には、環境省令で定める様式に従い、登録を受けた犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号その他の環境省令で定める事項を記載するものとする。
 - 6 登録を受けた者は、登録証明書を亡失し、又は登録証明書が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣に申請をして、登録証明書の再交付を受けることができる。
 - 7 環境大臣は、登録に係る事項を記録し、これを当該登録が行われた日から環境省令で定める期間保存しなければならない。
 - 8 登録を受けた者は、第二項第一号に掲げる事項その他の環境省令で定める事項に変更を生じたときは、環境省令で定めるところにより、変更を生じた日から三十日を経過する日までに、その旨を環境大臣に届け出なければならない。
 - 9 登録を受けた犬又は猫の譲渡は、当該犬又は猫に係る登録証明書とともにしなければならない。

（変更登録）

第三十九条の六 次に掲げる者は、環境省令で定めるところにより、犬又は猫を取得した日から三十日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡の日）までに変更登録を受けなければならない。

- 一 登録を受けた犬又は猫を取得した犬猫等販売業者
 - 二 犬猫等販売業者以外の者であつて、登録を受けた犬又は猫を当該犬又は猫に係る登録証明書とともに譲り受けたもの
- 2 前条第四項から第九項までの規定は、前項の変更登録（以下この章において単に「変更登録」という。）について準用する。

（狂犬病予防法の特例）

第三十九条の七 環境大臣は、犬の所有者が当該犬を取得した日（生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日）から三十日以内に登録又は変更登録を受けた場合において、当該犬の所在地を管轄する市町村長（特別区にあつては、区長。以下この条において同じ。）の求めがあるときは、環境省令で定めるところにより、当該市町村長に環境省令で定める事項を通知しなければならない。

- 2 前項の規定により市町村長が通知を受けた場合における狂犬病予防法第四条の規定の適用については、当該通知に係る犬の所有者が当該犬に係る登録又は変更登録を受けた日において、当該犬の所有者から同条第一項の規定による犬の登録の申請又は同条第五項の規定による届出があつたものとみなし、当該犬に装着されているマイクロチップは、同条第二項の規定により市町村長から交付された鑑札とみなす。
- 3 環境大臣は、犬の所有者から第三十九条の五第八項（第三十九条の六第二項において準用する場合を含む。）

の規定による届出があつた場合において、当該犬の所在地を管轄する市町村長の求めがあるときは、環境省令で定めるところにより、当該市町村長に環境省令で定める事項を通知しなければならない。

- 4 前項の規定により市町村長が通知を受けたときは、当該通知に係る届出があつた日において、当該届出をした犬の所有者から狂犬病予防法第四条第四項の規定による届出があつたものとみなす。
- 5 第二項の規定により狂犬病予防法第四条第二項の規定により市町村長から交付された鑑札とみなされたマイクロチップが装着されている犬の所有者は、その犬から当該マイクロチップを取り除いた場合その他の厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長に対し、その旨を届け出なければならない。
- 6 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出をした犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。
- 7 前項の場合における狂犬病予防法第四条第三項の規定の適用については、同項中「前項の鑑札」とあるのは、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第三十九条の七第六項の鑑札」とする。

（死亡等の届出）

第三十九条の八 登録を受けた犬又は猫の所有者は、当該犬又は猫が死亡したときその他の環境省令で定める場合に該当するときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

●動物の愛護及び管理に関する法律施行規則

（登録等）

（マイクロチップの装着）

第二十一条の四 法第三十九条の二第一項のマイクロチップを装着する者は、次のいずれかに該当する者とする。

- 一 獣医師法第三条の免許を取得している者
 - 二 愛玩動物看護師法第三条の免許を取得している者
- 2 法第三十九条の二第一項の環境省令で定める基準は、国際標準化機構が定めた規格第一一七八四号及び第一一七八五号とする。
- 3 法第三十九条の二第一項の環境省令で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。ただし、第二号に掲げる事由がある場合においては、当該事由の消滅後速やかに装着するものとする。
- 一 犬又は猫に既にマイクロチップが装着されていること。
 - 二 犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあること。

（マイクロチップ装着証明書）

第二十一条の五 法第三十九条の三第一項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 犬又は猫の名
- 二 犬又は猫の別

- 三 犬又は猫の品種
 - 四 犬又は猫の毛色
 - 五 犬又は猫の生年月日
 - 六 犬又は猫の性別
 - 七 前六号に掲げるもののほか犬又は猫の特徴となるべき事項
 - 八 マイクロチップの装着日
 - 九 マイクロチップを装着した施設名及び所在地（診療施設にあつては、獣医療法施行規則（平成四年農林水産省令第四十四号）第一条第一項第三号に規定する開設の場所）
 - 十 マイクロチップを装着した施設の電話番号
 - 十一 マイクロチップを装着した獣医師（マイクロチップの装着について指示をした獣医師がいる場合にあつては、当該獣医師を、愛玩動物看護師がマイクロチップを装着した場合にあつては、当該愛玩動物看護師に対して指示をした獣医師を含む。第三項において同じ。）の氏名
- 2 法第三十九条の三第二項のマイクロチップ装着証明書の様式は、様式二十二のとおりとする。
 - 3 犬又は猫の所有者は、法第三十九条の五第一項の登録前において、マイクロチップ装着証明書を亡失し、又はマイクロチップ装着証明書が滅失したときは、マイクロチップを装着した獣医師に依頼して、マイクロチップ装着証明書の再交付を受けることができる。
 - 4 マイクロチップ装着証明書の発行を受けることができない場合において、獣医師が発行したマイクロチップが装着されている事実及びマイクロチップの識別番号に係る証明書は、マイクロチップ装着証明書とみなす。

（取外しの禁止）

第二十一条の六 法第三十九条の四の環境省令で定めるやむを得ない事由は、犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあることとする。

（登録等）

第二十一条の七 法第三十九条の五第二項の登録の申請は、様式二十三による申請書を提出して行うものとする。

- 2 法第三十九条の五第二項第三号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - 一 申請日
 - 二 個人又は法人の別
 - 三 登録を受けようとする者の電子メールアドレス
 - 四 犬又は猫の名
 - 五 犬又は猫の別
 - 六 犬又は猫の品種
 - 七 犬又は猫の毛色
 - 八 犬又は猫の生年月日
 - 九 犬又は猫の性別
 - 十 前六号に掲げるもののほか犬又は猫の特徴となるべき事項
 - 十一 狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号）第四条の登録年月日及び登録番号
 - 十二 登録を受けようとする者が申請書を提出する者と異なる場合は、申請書を提出する者の氏名及び住所

- (法人にあっては、その名称、担当者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに電話番号
- 十三 登録を受けようとする者が動物取扱業者である場合、第一種動物取扱業者又は第二種動物取扱業者の別
- 十四 登録を受けようとする者が第一種動物取扱業者又は第二種動物取扱業者である場合、その業種
- 十五 登録を受けようとする者が第一種動物取扱業者である場合、第一種業種別登録番号
- 十六 登録を受けようとする犬又は猫の親の雌犬又は雌猫にマイクロチップが装着されている場合、当該親の雌犬又は雌猫に装着されているマイクロチップの識別番号

～中略～

(死亡等の届出)

第二十一条の十 法第三十九条の八の環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 犬又は猫が死亡したとき。
 - 二 第二十一条の六の犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがある場合に該当するものとして、獣医師がマイクロチップを取り外したとき。
- 2 法第三十九条の八の規定による届出は、様式二十八による届出書を環境大臣に提出して行うものとする。
- 3 法第三十七条の三第一項に規定する動物愛護管理担当職員は、登録を受けた犬又は猫の所有者が判明しない場合であって、当該犬又は猫の死亡等を確認したときは、法第三十九条の八第一項の規定による死亡等の届出を行うことができる。
- 4 法第三十九条の八の規定による届出は、法第三十九条の五第八項の規定による届出とみなす。

附則

(マイクロチップの装着に関する努力義務)

第四条 この省令の施行の際現に犬又は猫(繁殖の用に供することをやめた犬又は猫を除く。)を所有する販売業者は、当該犬又は猫の子の譲渡の日までに、当該犬又は猫にマイクロチップを装着し、法第三十九条の五第一項に基づく環境大臣の登録を受けるよう努めなければならない。

●第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令

(第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準)

第二条 法第二十一条第一項の規定による第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。

六 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

- ニ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、他の販売業者、貸出業者又は展示業者に犬又は猫を譲り渡す場合にあっては、ハの台帳の写しと併せて譲り渡すこと。